



会 議 録

八幡市教育委員会

開 催 日 時	令和5年7月11日（火曜日） 午後2時15分～午後3時	
場 所	本庁舎5階 会議室5-2	
出席委員名	小 橋 秀 生（教育長） 橋 本 陽 生（職務代理者） 佐 野 恵理子	八頭司 めぐみ 狩 野 理恵子
委員を除く 出席者の 職 氏名	参 与 川 中 尚 参 事 高 瀬 栄津子 参 事 渡 邊 晋 こども未来課長 長 尾 忠 行 子育て支援課長 成 田 孝 一 学校教育課長 家 村 聡 一	文化財課長 八十島 豊 成 教育支援センター所長 安 達 里 香 教育集会所館長 山 中 友 順 図書館長 小 坂 富美子 図書館館長補佐 大 村 昌 義 こども未来課 加 川 美 和

1. 開 会

2. 報 告 事 項

(1) 「令和4年度図書館年報」について (市民図書館) ※資料1

3. 議 題 (協議事項)

(1) 八幡市の教育行政について

4. その他

・ 園、学校訪問について

5. 配付資料について

・ 5月分議事録（写し）
・ きょうとふの教育 No.153

5. 閉 会

※次回定例教育委員会

日時：9月13日（水）午後3時から

場所：庁舎3階 教育委員会室

※学校訪問先

男山中学校 (10:00)

男山東中学校 (11:30)



	内 容
[教 育 長]	<p>1. 開 会 それでは、令和5年7月度の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>2. 報告事項をお願いします。(1)「令和4年度図書館年報について」事務局より、報告願います。市民図書館</p>
[小 坂 館 長]	<p>2. 報 告 事 項 (1) 令和4年度図書館年報について 令和4年度図書館年報について、ご報告申し上げます。資料1をご覧ください。 最初のページに、4年度の事業内容を簡単にまとめております。令和4年度の年間貸出冊数は、486,094冊で、令和3年度と比較しますと、15,608冊の減少となっております。市民一人当たりになりますと、7.01冊の資料が貸し出されたこととなります。利用者数は、8,494人で、令和3年度より239人増加し、市民のおよそ12.2%の方が図書館を利用されました。自動車文庫の運行につきましては、市内26ヶ所を3週間に1回巡回する定期巡回に加え、市内保育園や京都八幡高校へ巡回し、交流を図ることで、利用促進に向けたPRにつなげることができました。昨年に比べ、貸出し冊数が減少傾向にある中で自動車文庫においては17,524冊で1,460冊増加いたしました。</p> <p>また、障がい者サービスとして福祉施設への本の配達や子育て支援事業の一環としてマタニティスクールに出向いて直接「子どもと絵本のかかわり」についての話をするなど市民生活を支援する事業を継続して実施しています。今後も市民に親しんでいただける施設として情報や資料の充実努めてまいります。八幡、男山両館及び自動車文庫の個別の貸出状況等、詳細につきましては、5ページ以降に掲載しております。以上、簡単ではございますが、年報の報告とさせていただきます。</p>
[教 育 長]	<p>ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。</p>
[狩 野 委 員]	<p>昔から八幡市の図書館は蔵書が充実しているという思いがあります。最近私自身も図書館を利用させていただく機会が増えまして、行くとなかなか欲しい本が手に入らない。これは私の感想ですけれども、先だってリクエストしたら他から取り寄せますということがありまして、最近の充実状況が寂しいなという思いをいたしました。先日ある論文を読んでおりまして、乳幼児からの絵本の取組が本当に大事だということが、貸し出しであったり親子と一緒に本を読むことの重要性が数字として出てきているという内容でした。八幡市においても子どもと絵本の関わりについて色々と努力されていると思いますが、具体的にどのようなことをされているのか教えていただけたらと思います。</p>
[大 村 補 佐]	<p>本のリクエストですが、人気のある本等については出来る限り購入を進めており、予約が多数ついている本は複数購入もしておりますので、少し時間がかかっている場合もあります。購入できない本に関しては随時京都府内の図書館等より相互貸借という形で貸し出しをしております。乳幼児の絵本に関するのですが、資料の11頁に記載していますが、マタニティスクール（「乳幼児と本」についての講座）をすくすくの杜で開催しております。こちらを通じていかに乳幼児にとって絵本が大切かという事を保護者の方にお伝えする機会を設けております。また、八幡市民図書館においては靴を脱いで親子が一緒にくつろげるコーナーを1階児童室に設けており、より深く交流することができる場所となっております。</p>
[狩 野 委 員]	<p>今、You Tubeが子どもたちの主流になっておりますので、ぜひ親子で本を読んでコミュニケーション能力を高めていたり、色々な想像の世界を楽しめる啓発をどんどんしていただいて、本離れが進まないように努力していただけたらと思います。</p>
[教 育 長]	<p>他にご質問等はございませんか。</p>
[佐 野 委 員]	<p>男山市民図書館で手話の朗読会を定期的に開催されていますよね。いま報告いただいた中に記載がないのは勿体ないと思いましたので、実績を記載していただけたらなと思います。もっとアピールしていただいて参加者が増えることを望みますし、八幡市民図書館でも開催していただきたいです。支え合う心でつながる八幡市手話言語コミュニケーション条例も施行されていますので、上手く利用していただけたらなと思います。</p>



[教育長]	他にご質問等はありませんか。
[橋本委員]	一般図書についてはかなり手に入りやすいが、学術図書についてはどの図書館でも難しい面があるかと思えます。論文や特殊なものを読もうと思っても、図書館ではなかなか手に入りにくい。大学との連携や大学を通して取り寄せとなると、送料等かかってしまうこともあります。例えば同志社大学に素晴らしい図書館があり、京田辺市民であれば無料で利用できるということもあります。教育関係であれば京都教育大学とか近くの大学と提携していただいて、より簡明に利用できる方法があるのか。もし、ないのであればそういう方法が模索できるのか教えていただけたらとありがたいと思えます。 絵本の件については、どの園に行ってもかなり充実しています。同じものがあつたり違ったものも含め、種類の点でかなり多くのものが網羅とは言いませんけれども手に入る状態かなと思えます。各小・中学校の図書室もそれなりの蔵書をお持ちですよ。こういう図書のリストが一括して把握されているのかどうか。もし近くの図書室にあるということであれば、すぐに貸し出しや利用が可能なのかどうか。この辺りの状況・現状を教えていただけたらありがたいと思えます。 手話を含めて朗読ボランティアがありますよね。活用状況がすぐわかるようになれば、市民の方もより広く接していただけるのではないかと思いました。よろしく願いいたします。
[大村補佐]	学術書が手に入りにくい件ですが、大学図書館との相互貸借の連携はしておりまして、要望があれば取り寄せる手配もしております。また、京都府立図書館とのやり取りも多く、昨年度で借り受けが885件あります。このような形でなかなか八幡の図書館で購入できないもの等も、その図書館に協力を依頼して取り寄せ提供する形は整えていますので、リクエスト等していただければと思います。
[川中参与]	各学校各幼稚園との連携ですが、小・中学校は全てオンラインでデータベース化しておりますので、どこの学校であったとしても他の学校にある蔵書を見ることはできますし、相互貸借も当然できています。ただ、図書館との連携はシステムが違うため行っておりません。なお、幼稚園についてはデータベース化しておりません。あくまでも幼稚園は手元に置いておくというのが一番大事なことで、子どもたちがすぐ手に取れるところにあるのが一番大事なことだと思っておりますので、幼稚園はそれぞれの園で管理していただいているのが現状です。
[橋本委員]	学術図書について大学と連携されているとのことですが、依頼した場合、送料は有料になるのか、無料で手に入るのか。
[大村補佐]	提携している大学次第になりますので、すぐにお答えすることはできません。どうしても送料がかかってくる場所もあります。ただ、京都府内を一括して京都府立の方で行っている本の行き来の便があります。そちらの方と提携している場所であれば送料はかかりません。
[小坂館長]	補足させていただきます。大学からの借り受けの送料は図書館負担になりますので、個人負担はございません。
[教育長]	他にご質問等はありませんか。ないようでありますので、これにて報告事項を終結いたします。次に、3. 議題に入らせていただきます。(1)「八幡市の教育行政について」、を議題といたします。
[教育長]	3. 議 題 (協議事項) (1) 八幡市の教育行政について 本日、案件はございませんが、委員の皆様からご意見・ご質問等、何かありますでしょうか。ないようでありますので、次に、4. その他に入らせていただきます。本日の、「園・学校訪問について」のご意見はございますか。
[狩野委員]	4. その他 本日は八幡第三幼稚園と美濃山小学校に寄せていただきました。八幡第三幼稚園の方で、本日さくら小学校の小プールをお借りして第四幼稚園の年長さんと一緒にプール交流をするというお話を伺いまして、非常に安心したなという思いでいっぱいです。八幡第四幼稚園は今年度で終わりで5歳児しかおりませんので、兼ねてからどのように第三幼稚園と連携して



いるのか聞かせていただきましたが、今日そういう形で一緒に交流していたのは本当にそれぞれ現場の方でご努力されていると思いました。園長先生にもお話させていただきましたが、コロナ禍で最近小学校のプールをお借りする事がなかったので、今の1年生がプールを非常に怖がるという話を他の市町から伺いました。園のプールと小学校の小プールでは規模が違いますので、プールに入ること自体を怖がっている子どもが1年生の中に非常に多いと伺いまして、八幡市においてはどうかと思っていたところです。今日は第三幼稚園と第四幼稚園がさくら小学校でということなんですけれども、他の園・小学校はどのようにされているのか、もしご存知でしたら教えていただけたらと思います。

[高瀬 参事]

各園交流している小学校があり、夏にプールをお借りして経験するようにしています。ただ、コロナ禍でこの3年間何も出来なかったというのがあります。それ以前はプールを保育園・幼稚園で交流しており、今年度も交流しています。

八幡幼稚園はみその保育園と八幡小学校、八幡第三幼稚園はさくら小学校、さくら小学校は第四幼稚園も交流して入っておりますし、わかたけ保育園とも交流して八幡第三幼稚園が入ることになっています。橋本幼稚園は橋本小学校です。

[狩野 委員]

コロナによって途絶えていたものの中でそういう経験も減って、子ども自身が色々なところに不安を感じていたり、今日も八幡第三幼稚園の園長先生がおっしゃっておられました、体力がうんと落ちているのではないかという話も出ていました。また園庭と校庭の大きさも違いますので、小学校とも連携や交流をしながら子どもたちが伸び伸びと体を動かせる中で体力的なものも高まってほしいなと願っております。間に入って仲を取り持っただけなら有難いなと。お互いに園・小学校同士が刺激をし合えたらいいのかなと願っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

第三幼稚園ですが、園長先生のお話から外国人のお子さんが6か国7家庭あると伺いました。昨年度になりますが、男山第三中学校で外国籍の生徒が多いと伺っております。校区的なものもあるのかなと。美濃山小学校ではさほど配慮しなくても大丈夫ですというお話でしたけれど、今後さらに色々な形で人が混ざり合う、一方ではとても良いことだと思いますが、一番困られるのが家庭との連携があります。園長先生や園の先生方がかなりご努力されている状況を聞きまして、市の方でも子育て支援課が色々と家庭連携のお手伝い・体制づくりをしたり、外国籍の方が小学校中学校と上がっていきますので、そこで八幡市としての協力体制をお願いしたいなと思いました。

それとともに、八幡第三幼稚園でも園長先生を始めそれぞれの先生が保護者支援の必要性をすごくおっしゃっておられました。支援の必要なお子さん、色々な部分で保護者支援の交流の場が減っていること、お箸の使い方・お箸を使うという段階的なもの、子どもが体を起こして遊ぶことも含め、保護者啓発をしていくことの大事さをおっしゃっておられました。私が在職していた時は予算がついており、年1回程度は外部の講師をお迎えして保護者向けに講演会をし、私も利用させていただきましたが、今現在ではどのような保護者支援に対する対策をされているのか教えていただけたらとありがたいなと思います。

[高瀬 参事]

今は予算がついておりません。保護者支援にしても各園、個人懇談会やクラス懇談会があり、登降園の時に保護者と話すこともあります。気になれば保育園であれば家庭支援の保育士がいますので家庭訪問を実施しています。

幼稚園では帰るときに保護者が集まりますが、これからこども園化が進みこども園も1号認定の幼稚園籍の保護者はみんな集まってこられるので、そこで担任の先生と話をされますし、保育園の方は迎えに来られた時に保護者と先生が話をするという感じです。絶対に伝えなければならないことはお迎えが来られるまで残っていると、そういうことを今はしています。

[狩野 委員]

これからは色々なことを丁寧に保護者に伝えていかなければならない時代になっているということを園長先生のお話から察しました。こども園化の話もしていましたが、なかなかこども園になると保護者の方が一堂に会する時間が非常に少なくなってくるかなと思いますし、子育て支援・保護者支援の必要性がこれから益々出てくるのではないかと思いますので、



幼稚園に在籍している方だけでなく広く色々なところで基本的なこと（おむつの取り方やご飯をお箸で食べること）がどれだけ子どもの発達に大事なのか、本当に細かいことを言い出したらきりが無いけれど、色々な市が中心となって考えて取り組んでいただけたらと切に思いました。保護者の方が人と向き合う事をなかなかされない時代になってきています。1対1であったら話せるけれど集団となると入りにくい方も徐々に増えてきているのではないかと思いますので、色々な形でこれから子育て中の保護者の方に対する支援をお願いしたいと願っております。

[教 育 長]

他に何かご意見ご質問等はございませんか。

[橋 本 委 員]

子どもたちを育てるためには周りの大人が寄ってたかって育てないと一人前にならないんだなと。子どもたち同士の育ち合い、園の先生と子どもたちの関わり、或いは専門家と子どもたちの関わり、それぞれのニーズに対応するというのは従来型だと思いますが、一番大事なのは悩みを持つ親同士が育ち合う、意見・情報交換をしてお互いを支え合う、そういう環境を作り上げる事がいま求められている状況であると思います。そういう環境・状況をどうやって作るのか、人間関係のつなぎ合わせというか地域づくりというんでしょうか、こういう所が難しさになっていて非常に弱っている、大きな課題になっているかと思えます。ぜひ就学前教育の非常に大事な部分、先生が変われば子どもは変わる、もちろん親が変われば子どもは大いに変わるわけで、親同士の育ち合いが家庭の色々な問題の原点であるので、この辺りについてどのような形で計画されているのか、今後どういうことを模索していけばいいのか、もしお答えいただける部分があればお教えいただきたいと思えます。

[成 田 課 長]

親同士のつながりという事で、この間コロナ禍において各保育園・幼稚園、PTA、保護者会それぞれございまして、これまで開催していたイベント・行事等の中止、縮小など余儀なくされ、今現在聞いておりますと保育園の同じクラスの子の親同士の交流がない、顔ぐらいしか知らない、名前も知らないという方がたくさんいらっしゃる聞いております。ただ5類に移行され、今年度からそれぞれ活動も本格的に再開していくと聞いております。市として保護者会、PTAの主体性は尊重しながら、各園お祭り等を開催すると聞いておりますので、どのような形で関わっていくべきかというのはこれからの検討課題ですが、今後コミュニティも深まっていくのではないかと考えております。

[橋 本 委 員]

今日幼稚園と小学校を訪問させていただいて、コロナ禍の後の状態がどう変わっているのか。小学校では給食を食べる時に仕切りがなくなり、会話もしながら楽しそうに食べているので、ああ良かったなというのが率直な感想です。今お答えいただいたように、徐々に色々な行事も今まで通りのことが再開されてきておりますので、ぜひ従来通りというのではなく、従来よりも増して人間関係作りというのか、子どもたちの育ち合いを育成する親同士・大人同士の育ち合いとか連携・関係作り、この辺りを一層ご配慮いただけたらと思えます。

それから美濃山小学校で気になったことが1点だけあります。育休でお休みのの方が8名おられ、年度途中で復帰される方もあれば翌年一定の数が復帰されるとか。時短等がなくそのまま復帰されたらいいんでしょうが、時短を取られますと担任の問題が直結してくる。これでは学校運営ができませんというお話を聞きました。これは八幡市だけの問題ではなく全国的な問題ですが、一斉に多くの方が復帰されるという状況、年度途中で中途半端な形で復帰されるような形、しかも担任という辺りのところで、どのように考えたらよいものか。目の前に迫った課題をどう克服されていくのか、もし何か見通しがあれば教えていただきたい。

あと育休等で何年かお休みになって復帰するとなると浦島太郎ではありませんが、急激な変化を遂げた学校現場に本当に責任をもって従事できるのかどうか。何カ月か研修してからなんて悠長なことは言っていただけませんので、育休中に何か課題を与えて準備させるのか、こういう風なシステムが既に整えられているのかどうか、この辺りについて教えていただければありがたいと思えます。

[川 中 参 与]

育休の問題は本当に難しい問題です。今もろに大量採用の教員が適齢期に入り、出産を重ねていく。長い方であれば10年近く育休を取られるケースもあり、委員ご指摘のとおりであります。ただ正直に言いますと、私どもの立場から言いますと基本的には任命権者である



府教委の状況であり、そこに頼らざるを得ないところではあります。実際問題学校をどう運営していくのかということ、一人の担任が一つの学級を持つということ自体がもう既に破綻しかけているのではないかという意識をもっています。例えば橋本小学校であれば教科担任制で、低学年のころから3人の各クラス担任の先生と専科1人を入れた4人体制で学年の子どもたちを見ていくというシステムが3年目になります。担任が全てを抱えていくという事自体がなかなか難しくなってくるのではないかと感じているところです。

育短もある意味必要なことで、先生も当然自分のお子さんを育てていくことは非常に大切な事ですし、まずは我が子を一番大切にするというのはある意味教員にとっては大事な事だと感じておりますので、自分の子どもにきちっと大事に関わっていく・育てていく事が大事だと思っております。そのために育短を取られる先生方については、幸いにして京都府の場合は育短が2名学校に出ると1名常勤講師を配置してくれます。要は3人になるわけです。育短、育短、常勤講師という形になってくると逆に子どもたちの指導面ではゆとりが出てきて充実されている。今現在この形は南山小学校で実際に行っておりますが、そういう意味では専科というかフリーの先生が1名おりますので、やりやすい構図になってきています。

学校運営として最終的に目指すものは、子どもたちにより充実した教育活動を展開していく事だと私も考えておりますので、そのために当然使える制度は全て使いますし、その中で校長先生のご判断の中で学校運営をしていただいている、そのための指導体制については引き続きしていきたいと感じているところです。

育休明けの先生の研修の件ですが、今聞いているところだけによりますと、育短で復帰された先生が手間取ってしまってどうしようもないということは、今のところ耳にしておりません。やはりさすが先生ですので戻られたら昔の勘を取り戻されると同時に、特に最近男性教員の育休も増えておまして、特に男性の先生方は育休を取られた後に非常によくなっている、非常に子どもたちへの対応が素晴らしいという高評価を校長から聞くことが多いので、そういう意味では育休自体が変わってきているのかなと。先生方のステップアップは知識だけではなく子どもたちとの関りとか親への思いとか、いい意味で育休が機能しているのではないかなというのが私の個人的な感想です。最新の教育現場やGIGA、タブレットはやっていく中で先生方は身に着けていくので、この辺りはあまり焦りすぎずに育休は育休でゆっくり先生方に楽しんで子育てをしていただいて、復帰後目の前の子どもたちに活かしていただける事が大事だと感じております。

[橋本委員] 育休はぜひ取っていただいて、自分の子をまず家庭からしっかり気づいていただかないと良い教育はできないと思います。先生方の福祉的な環境づくりと併せて学校のイメージ上の問題を色々な方法がありますので、ぜひ多様な方向を積み上げていただいて色々なことに対応できるようにご準備いただければありがたいと思います。

[教育長] 次に、5. 配付資料について、事務局より説明願います。こども未来課。

5. 配付資料

[長尾課長] 配付資料は1点目が5月の議事録の写し、2点目がきょうとふの教育 No.153です。以上でございます。

[教育長] ただ今の配付資料につきまして、ご意見、ご質問等はございませんか。それでは、次回、定例教育委員会につきまして、事務局から説明願います。こども未来課。

[長尾課長] 次回の教育委員会の日程は9月13日水曜日、午後3時から庁舎3階、教育委員会室で行います。学校訪問につきましては、10時から男山中学校、11時30分から男山東中学校となっております。以上でございます。

5. 閉会

[教育長] 以上をもちまして、7月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。ご苦勞様でございました。

年 報

令和4年度（2022年度）

あっ、図書館

生活のヒント、あります。

八幡市立

八幡市民図書館

男山市民図書館

はじめに

八幡市立図書館（八幡市民図書館・男山市民図書館・自動車文庫）は、市民の本棚として、赤ちゃんからお年寄りまで気軽に利用してもらえるよう、その運営に努めています。

令和4年度の年間貸出冊数は486,094冊で、市民一人あたり7.01冊の資料が貸出されました。また、利用者数は8,494人で、市民の12.2%の方が図書館の資料を利用されました。

自動車文庫の運行につきましては、市内26ヶ所を3週間に1回巡回する定期巡回に加え、市内保育園への巡回を3回行いました。

障がい者サービスにつきましては、引き続き、デジタル図書の郵送貸出、資料の送達やボランティアサークルによる対面朗読等を行いました。また、福祉施設へ図書館司書おすすめの本を配達するサービスも4年連続で実施しました。

ヤングアダルトサービスにつきましては、京都府立京都八幡高等学校との交流も8年目となり、自動車文庫の巡回を6回行うとともに、図書館司書と高校生・教諭がおすすめの本を紹介する「POPフェス」を高等学校と図書館にて巡回展示しました。

子育て支援事業の一環として、年間5回マタニティスクールに図書館司書が出向き、「子どもと絵本のかかわり」についての話をしました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まん延防止措置発令中は閲覧席縮小での開館としました。

これからも市民に親しんでいただける施設として、子育てや健康推進をはじめとする市民生活を支援するための情報や資料の充実に努めてまいります。

— も く じ —

	ページ
沿 革	2
貸出（月別／自動車文庫ステーション別）	5
ベストリーダー	8
貸出（年度別）	9
リクエスト・相互協力	10
障がい者サービス・その他のサービス	11
所蔵資料	12
利用者数	13
各種指標	14
図書館協議会・予算・決算	15
テーマ展示コーナー	16
八幡市立図書館条例・規則	17

沿革

- 昭和51年11月(1976) 大型バスを改造した移動図書館車「ふるさと」による巡回貸出開始。事務所を男山八望の市コーナー内に設ける。
- 昭和55年 1月(1980) 市の基本構想に定めた“緑豊かな文化の都市づくり”の施設として、図書館を建設するための図書館準備室を教育委員会事務局内に設ける。
- 12月 八幡市八幡菖蒲池の旧市役所庁舎跡に八幡市民図書館が新築落成。12月25日に開館式を挙行、同日午後1時から業務開始。
- 昭和57年 4月(1982) 朗読ボランティアによる対面朗読サービスを開始。
- 昭和58年 4月(1983) 休館日を毎週木曜日から月曜日に変更し、コピー手数料を1枚50円から20円に値下げするなどの、図書館条例及び規則の一部を改正。
- 7月 自動車文庫「ふるさと」の改造。(図書収容冊数を1,200冊から1,800冊に増加)
- 昭和60年 2月(1985) 八幡市民図書館朗読ボランティア・サークル発足。
- 6月 レコード、カセットテープの貸出開始。電話朗読サービス開始。
- 昭和61年 1月(1986) コンピュータをライブラリアンK-3(日本メモレックス)からメルコム80(三菱電機)に変更。
- 12月 CD(コンパクトディスク)の貸出開始。
- 昭和62年 3月(1987) 自動車文庫「ふるさと」を新車に更新。新車は29人乗マイクロバス改造で、収容冊数は2,300冊となる。
- 平成 2年 3月(1990) 参考図書室と事務室の改修工事を施工、成人図書室に隣接して参考図書室を設置。事務室を3階に移転。
- 平成 3年12月(1991) 八幡市男山竹園に男山市民図書館(現八幡市立生涯学習センター1階)新築落成。12月1日に開館式を挙行、同日午後1時から業務開始。個人貸出の冊数制限を一人4冊2週間から12冊3週間とする。
- 平成 9年 4月(1997) 八幡市駅前の観光案内所に、返却ポストを設置。
- 12月 コンピュータをパソコン(三菱電機)によるクライアント・サーバ方式に変更。利用者用蔵書検索端末を設置。
- 平成10年10月(1998) 開館以来、八幡市立図書館の貸出総数が1,000万冊を達成。
- 11月 当市保健予防課主催のマタニティ・スクールに司書が参加し、「乳幼児と本」の講座を開始。
- 平成11年 3月(1999) 八幡市立図書館条例及び規則の一部を改正。
- 4月 コピー手数料を1枚10円に値下げ。
- 7月 八幡・男山市民図書館の両館で、除籍雑誌のリサイクル市を開催。
- 平成13年 1月(2001) 開館20周年記念式典を挙行。自動車文庫「ふるさと」を新車に更新。(車両は、LPガス使用のデリバリータイプで、収容冊数1,000冊)
- 平成14年 1月(2002) 京都府総合目録ネットワークに参加。
- 平成15年 1月(2003) 八幡市立図書館のホームページを開設、インターネットによる蔵書検索が可能となる。

平成15年 (2003)	6月	橋本公民館内に返却ポストを設置。
平成16年 (2004)	3月	コンピュータ・システムを更新(5代目)、利用者用端末を増設。
	6月	八幡市民図書館1階児童図書室に「教科書センター」を併設。 小・中学校検定済教科書の展示、貸出を実施。
	10月	インターネットによる予約受付と、Eメールによる取置き連絡サービスを開始。
平成17年 (2005)	1月	図書館協議会より「市民図書館の管理運営のあり方について」の答申を受ける。
	3月	「八幡市子どもの読書活動推進計画」を策定。
平成19年 (2007)	3月	京都府立図書館のインターネット取寄せサービスの窓口業務を開始。
	4月	土曜日にあたる祝日を開館とする。
平成20年 (2008)	6月	八幡市民図書館2階参考図書室に、イントラネット端末を2台設置し、インターネット情報検索機能を整備。
	12月	男山第二中学校ブロック推薦図書目録『本っておもしろい読書ってたのしいーあの先生がすすめる1冊ー』小学生版、中学生版を発行、配布。
平成21年 (2009)	7月	コンピュータ・システムを更新。 京都府図書館総合目録ネットワークの横断検索稼働。
平成22年 (2010)	3月	八幡市立小中学校教員・市民図書館員・教育委員・教育長・市長による、推薦図書目録『みんなの本だな 小学生版』『みんなの本棚 中学生版』を作成、配布。
	6月	朝日新聞オンライン記事データベース(聞蔵Ⅱビジュアル)の利用開始。 (八幡市民図書館内の市民用インターネットパソコンで提供。) 子育て支援コーナーを八幡市民図書館児童室に新設。 (マタニティと子育て関連図書を児童図書室に集約。)
平成23年 (2011)	6月	休館日を変更。 (八幡市民図書館は毎週金曜日を休館、男山市民図書館は毎週月曜日・祝日の翌日を休館。)
	10月	子育て支援コーナーを男山市民図書館に新設。
平成24年 (2012)	2月	ヤングアダルトコーナーを八幡市民図書館児童室に設置。
	4月	「八幡市子どもの読書活動推進計画(第二次)」を策定。
	8月	美濃山コミュニティセンター内に返却ポストを設置。
平成25年 (2013)	2月	館外書庫(旧東小)運用開始。
	12月	観光パンフレット等市内情報のコーナー設置。
平成26年 (2014)	9月	八幡市民図書館大規模改造工事実施(~27年3月)。
	12月	コンピュータ・システムを更新。
平成27年 (2015)	4月	八幡市民図書館リニューアルオープン
平成28年 (2016)	12月	男山市民図書館空調設備等改修工事実施及び休館 (28年12月13日~29年2月28日)
平成30年 (2018)	4月	「八幡市子どもの読書活動推進計画(第三次)」を策定。
平成30年 (2018)	11月	雑誌スポンサー制度導入(契約行為)。

- 令和元年 8月 (2019) 福祉施設への貸出しサービス開始（デリバリー方式）。
- 12月 コンピュータ・システムを更新（プライベートクラウド方式）。
- 令和2年 3月 (2020) 自動車文庫「ふるさと」を新車に更新。
(図書収容冊数を1,000冊から1,100冊に増加)
- 令和3年 3月 (2021) 図書除菌機を八幡市民図書館、男山市民図書館に設置。
- 令和5年 3月 (2023) 大型絵本貸出サービス開始

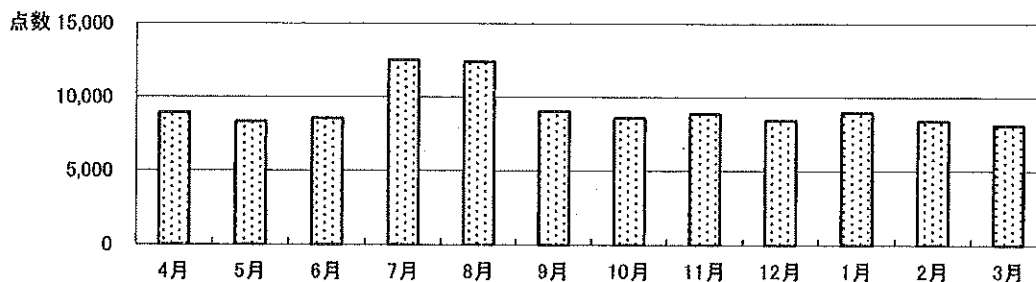
令和4年度 月別個人貸出点数 (資料別・対象別)

(単位：冊)

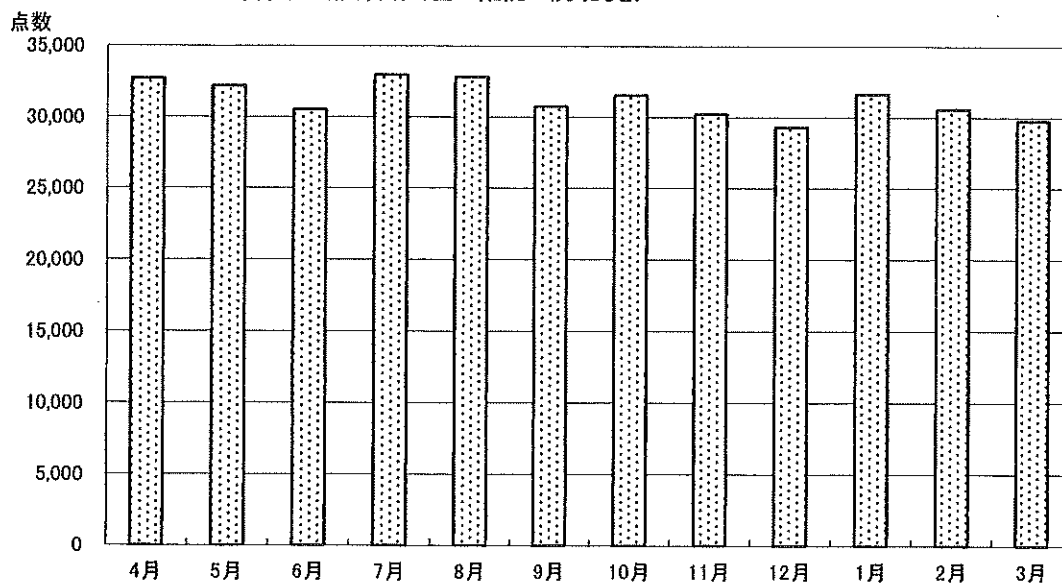
◆ 全館合計 ◆

月	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和3年 4月	8,913	30,073	42	52	1,972	567	41,619
5月	8,320	29,676	45	46	1,911	502	40,500
6月	8,538	28,134	41	28	1,832	482	39,055
7月	12,511	30,373	30	58	2,055	445	45,472
8月	12,388	30,361	40	64	1,971	392	45,216
9月	9,035	28,550	27	57	1,828	304	39,801
10月	8,574	29,216	40	32	1,941	321	40,124
11月	8,878	28,048	26	39	1,748	370	39,109
12月	8,421	27,142	41	57	1,714	363	37,738
令和4年 1月	8,970	29,336	49	55	1,812	401	40,623
2月	8,383	28,322	31	41	1,790	415	38,982
3月	8,098	27,569	37	43	1,746	362	37,855
合 計	111,029	346,800	449	572	22,320	4,924	486,094

▼ 全館 児童用資料貸出点数(図書・雑誌・紙芝居)



▼ 全館 成人用資料貸出点数(図書・雑誌・視聴覚)



◆ 八幡市民図書館 ◆

月 (開館日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和3年 4月 (24)	3,623	13,621	28	45	863	223	18,403
5月 (23)	3,592	13,294	26	28	920	156	18,016
6月 (25)	3,667	12,974	27	22	839	156	17,685
7月 (24)	5,021	13,207	13	35	877	112	19,265
8月 (25)	5,318	14,142	22	32	855	113	20,482
9月 (23)	3,717	12,495	19	41	764	68	17,104
10月 (23)	3,638	13,502	26	20	896	77	18,159
11月 (23)	3,184	12,287	19	31	789	97	16,407
12月 (24)	3,829	12,862	31	36	826	67	17,651
令和4年 1月 (21)	3,988	13,318	39	33	852	93	18,323
2月 (23)	3,646	12,625	24	31	808	103	17,237
3月 (20)	3,342	12,024	26	34	816	98	16,340
合 計 (278)	46,565	156,351	300	388	10,105	1,363	215,072

◆ 男山市民図書館 ◆

月 (開館日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和3年 4月 (24)	4,555	15,610	14	7	1,056	344	21,586
5月 (22)	4,264	15,781	18	17	930	346	21,356
6月 (25)	4,163	14,229	12	6	930	326	19,666
7月 (26)	6,615	16,342	16	17	1,130	333	24,453
8月 (24)	6,621	15,609	16	32	1,056	279	23,613
9月 (24)	4,474	15,286	7	16	1,015	231	21,029
10月 (23)	4,044	14,964	14	10	994	242	20,268
11月 (23)	4,611	14,852	7	7	902	268	20,647
12月 (23)	3,900	13,628	10	21	850	291	18,700
令和4年 1月 (22)	4,618	15,539	10	22	933	302	21,424
2月 (23)	4,144	15,012	7	9	920	300	20,392
3月 (21)	4,302	14,891	11	9	893	258	20,364
合 計 (280)	56,311	181,743	142	173	11,609	3,520	253,498

◆ 自動車文庫 ◆

月 (巡回日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
令和3年 4月 (8)	735	842			53		1,630
5月 (7)	464	601	1	1	61		1,128
6月 (10)	708	931	2		63		1,704
7月 (10)	875	824	1	6	48		1,754
8月 (8)	449	610	2		60		1,121
9月 (9)	844	769	1		49	5	1,668
10月 (11)	892	750		2	51	2	1,697
11月 (10)	1,083	909		1	57	5	2,055
12月 (8)	692	652			38	5	1,387
令和4年 1月 (6)	364	479			27	6	876
2月 (10)	593	685		1	62	12	1,353
3月 (7)	454	654			37	6	1,151
合 計 (104)	8,153	8,706	7	11	606	41	17,524

自動車文庫ステーション別貸出冊数

ステーション名(巡回数)	資 料			計	1回当たり 貸出数 (前年度比)
	児 童	成 人	参 考・郷 土		
南ヶ丘児童センター (15)	157	72		229	15.3 (+6.7)
南ヶ丘保育園 (16)	323	3		326	20.4 (+12.0)
山 田 (15)	206	125	1	332	22.1 (+6.2)
長 町 北 (16)	108	21		129	8.1 (-1.8)
長 町 南 (16)	9	867		876	54.8 (-0.5)
樋 ノ 口 (16)	87	23		110	6.9 (-7.6)
橋 本 栗 ヶ 谷 (16)	69	309		378	23.6 (+4.4)
橋 本 塩 釜 (15)	226	955		1,181	78.7 (+26.3)
橋 本 西 山 本 (16)	33	151		184	11.5 (-2.5)
橋本あらかし公園 (16)	161	972	2	1,135	70.9 (+3.4)
川 口 (15)	55	369		424	28.3 (+5.8)
岩 田 岩 ノ 前 (16)	13	219	2	234	14.6 (+4.8)
岩 田 松 原 (16)		183		183	11.4 (-2.4)
上 津 屋 里 垣 内 (16)	71	247		318	19.9 (+3.7)
下 奈 良 今 里 (15)	98	71		169	11.3 (+1.9)
内 里 (16)	10	43		53	3.3 (-2.5)
有 都 小 学 校 (15)	588	73	2	663	44.2 (+26.0)
美 濃 山 御 幸 (16)	48	247		295	18.4 (+11.5)
美 濃 山 幸 水 (15)	77	329		406	27.1 (+1.3)
男 山 笹 谷 (16)	222	363		585	36.6 (-10.5)
西 山 足 立 (16)	97	306		403	25.2 (-5.2)
美 濃 山 小 学 校 (15)	1,385	468		1,853	123.5 (+50.9)
ケアハウスポポロ (16)	22	181		203	12.7 (-1.1)
ファイナード・テ・ノスクエア (16)	2,138	1,217	8	3,363	210.2 (-49.9)
子育て支援センター (15)	1,522	823	1	2,346	156.4 (+26.4)
男 山 石 城 (16)	14	362	2	378	23.6 (+5.2)
マタニティスクールほか (13)	449	201		650	50.0 (+15.7)
合 計 (420)	8,188	9,200	18	17,406	41.4 (+4.6)

ベストリーダー

◆ 児童図書 貸出ベスト10 ◆

順位	書名	著者名	分類	所蔵冊数	貸出回数
1	ぼくのがっこう	鈴木 のりたけ	エホン	17	262
2	ぼくのねこ	鈴木 のりたけ	エホン	16	233
3	ぼくのおふろ	鈴木 のりたけ	エホン	13	220
4	ぼくのトイレ	鈴木 のりたけ	エホン	13	218
5	ぼくのふとん	鈴木 のりたけ	エホン	14	205
6	むしばいっかのおひっこし	にしもと やすこ	エホン	19	191
7	バムとケロのおかいもの	島田 ゆか	エホン	16	186
8	はらぺこあおむし	エリック＝カール	エホン	16	180
9	おばけのてんぷら	せな けいこ	エホン	13	179
10	三びきのやぎのがらがらどん	マーシャ・ブラウン	エホン	20	169
	バムとケロのもりのこや	島田 ゆか	エホン	16	169
	ぼくのくれよん	長 新太	エホン	18	169

◆ 成人図書 貸出ベスト10 ◆

順位	書名	著者名	分類	所蔵冊数	貸出回数
1	透明な螺旋	東野 圭吾	Ftカ	8	182
2	マスカレード・ゲーム	東野 圭吾	Ftカ	9	163
3	同土少女よ、敵を撃て	逢坂 冬馬	F7イ	7	151
4	黒牟城	米澤 穂信	F3ホ	9	145
5	塞王の楯	今村 翔吾	F7ヤ	8	140
6	白鳥とコウモリ	東野 圭吾	Ftカ	7	135
7	希望の糸	東野 圭吾	Ftカ	5	129
8	探花	今野 敏	F7ソ	5	128
9	奇跡	林 真理子	F7ヤ	6	120
10	夜に星を放つ	窪 美澄	F7ホ	8	119

◆ 参考・郷土資料 貸出ベスト10 ◆

順位	書名	著者名	分類	所蔵冊数	貸出回数
1	八幡市誌 第2巻	八幡市誌編纂委員協議会	216.2	17	21
	八幡の歴史に光を	土井 三郎	216.2	3	21
3	歴史たんけん八幡	鍛代 敏雄	216.2	17	20
4	八幡市 ゼンリン住宅地図 2019		291.6	2	14
5	神様が教えてくれた 幸運の習慣	田中 恆清	170.4	2	13
	八幡市誌 第1巻	八幡市誌編纂委員協議会	216.2	19	13
7	八幡市誌 第3巻	八幡市誌編纂委員協議会	216.2	15	12
	八幡の昔ばなし(二)	八幡市文化振興会 民話部会	388	9	12
	宗教学大図鑑	ドーリング・キンダースリー社	161	2	12
	哲学大図鑑	ウィル・バッキンガム	102	1	12

最近10年間の年度別個人貸出点数（資料別・対象別）

（単位：冊）

◆ 全館合計 ◆

年度(開館日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
25年度	136,834	423,464	827	808	30,110	9,159	601,202
26年度	121,375	379,990	541	550	29,644	7,873	539,973
27年度	136,277	416,281	799	730	30,014	8,387	592,488
28年度	118,917	369,796	744	695	27,907	6,879	524,938
29年度	118,560	380,019	671	668	26,647	6,535	533,100
30年度	113,130	376,049	510	607	24,823	5,800	520,919
元年度	108,525	363,546	419	482	23,719	6,588	503,279
2年度	92,331	328,615	490	433	22,930	4,898	449,697
3年度	115,472	355,741	551	481	24,225	5,232	501,702
4年度	111,029	346,800	449	572	22,320	4,924	486,094

◆ 八幡市民図書館 ◆

年度(開館日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
25年度 (282)	57,320	179,076	602	594	14,224	2,623	254,439
26年度 (122)	25,791	76,674	236	199	6,014	963	109,877
27年度 (279)	55,600	176,429	567	489	12,081	1,998	247,164
28年度 (283)	59,096	194,835	510	538	14,852	2,690	272,521
29年度 (284)	52,015	173,589	528	489	13,036	1,980	241,637
30年度 (283)	49,022	167,631	384	450	12,030	2,094	231,611
元年度 (267)	46,081	165,264	275	374	11,349	2,085	225,428
2年度 (260)	43,033	152,491	342	311	10,826	1,912	208,915
3年度 (280)	50,681	161,807	372	350	11,225	1,744	226,179
4年度 (278)	46,565	156,351	300	388	10,105	1,363	215,072

◆ 男山市民図書館 ◆

年度(開館日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
25年度 (288)	73,170	239,110	221	210	15,649	6,536	334,896
26年度 (289)	88,847	297,105	304	347	23,290	6,909	416,802
27年度 (288)	74,494	234,862	227	239	17,704	6,388	333,914
28年度 (231)	52,228	167,985	227	154	12,626	4,183	237,403
29年度 (286)	58,758	199,570	135	177	13,191	4,548	276,379
30年度 (288)	56,613	201,376	121	156	12,252	3,706	274,224
元年度 (276)	55,703	190,700	131	94	11,735	4,493	262,856
2年度 (263)	42,371	168,516	143	116	11,505	2,984	225,635
3年度 (281)	57,725	185,538	171	129	12,408	3,488	259,459
4年度 (280)	56,311	181,743	142	173	11,609	3,520	253,498

◆ 自動車文庫 ◆

年度(巡回日数)	図 書				雑 誌	視 聴 覚	合 計
	児 童	成 人	参 考	郷 土			
25年度 (102)	6,344	5,278	4	4	237		11,867
26年度 (86)	6,737	6,211	1	4	340	1	13,294
27年度 (92)	6,183	4,990	5	2	229	1	11,410
28年度 (107)	7,593	6,976	7	3	429	6	15,014
29年度 (99)	7,787	6,860	8	2	420	7	15,084
30年度 (98)	7,495	7,042	5	1	541		15,084
元年度 (95)	6,741	7,582	13	14	635	10	14,995
2年度 (93)	6,927	7,608	5	6	599	2	15,147
3年度 (104)	7,066	8,396	8	2	592		16,064
4年度 (104)	8,153	8,706	7	11	606	41	17,524

リクエスト（予約）の受付・処理数 （単位：件）

全館 受付数	74,906
▼八幡館 受付数	34,690
カウンター	10,999
館内検索PC	327
携帯	7,645
Web	15,719
▼男山館 受付数	40,216
カウンター	11,392
館内検索PC	604
携帯	9,973
Web	18,247

館\区分		貸 出				未貸出※	合 計
		所蔵	購入	他館借用	小計		
八幡館	児 童	1,010	23	271	1,304	84	1,388
	成 人	24,179	1,706	947	26,832	958	27,790
	視聴覚	67			67	5	72
	小 計	25,256	1,729	1,218	28,203	1,047	29,250
男山館	児 童	2,083	24	172	2,279	158	2,437
	成 人	31,734	1,422	1,072	34,228	1,704	35,932
	視聴覚	82			82	4	86
	小 計	33,899	1,446	1,244	36,589	1,866	38,455
自動車 文庫	児 童	685	6	16	707	14	721
	成 人	2,975	72	40	3,087	62	3,149
	視聴覚	13			13		13
	小 計	3,673	78	56	3,807	76	3,883
合 計		62,828	3,253	2,518	68,599	2,989	71,588

※ 未貸出は、取置き期限切れ・予約取消・予約者への連絡不可・資料入手不可を集計したものです。

相互協力依頼件数

京 都 府 内			大 学 図 書 館			兵 庫 県		19	
相手図書館	借受	貸出	相手図書館	借受	貸出	和歌山県			
京都府立	885	63	京都学園大学	5		奈良県	3		
京都府立総合資料館	4		佛教大学	1	1	北海道	3		
京都市	198	917	京都教育大附属	3	1	沖縄県	7 1		
綾都市	54	121	京都工芸繊維大付属	2	1	東京都	8		
宇治市	86	251	京都橋大	12	3	埼玉県	1		
亀岡市	90	146	京都女子大	1		千葉県	4		
京田辺市	48	43	京都外国語大学付属	2		神奈川県	4		
京丹後市	170	264	京都ノートルダム女子大	4		長野県	1		
城陽市	39	112	福知山公立大	1		静岡県	4		
長岡京市	48	100	大 阪 府 内			山梨県	3		
福知山市	71	74	大阪市	1		福井県	1		
舞鶴市	77	203	高槻市	7		石川県	1		
宮津市	55	63	吹田市	3		岐阜県	2		
南丹市	56	187	豊中市	5		愛知県	19		
向日市	9	84	枚方市	2	5	広島県	7		
木津川市	139	141	寝屋川市	4		岡山県	18		
井手町	30	6	東大阪市	2		山口県	2		
与謝野町	71	174	松原市		1	佐賀県	3 1		
宇治田原町	42	26	茨木市	6	1	鹿児島県	1		
久御山町	18	27	堺市	9		大分県	5		
精華町	66	99	富田林市		1	熊本県	3		
大山崎町	13	90	交野市	3		福島県	5		
和束町	3	22	泉南市		1	岩手県	1		
南山城村		9	羽曳野市	3					
笠置町		14	高石市	3					
京丹波町	10	102	他 県			府内計	2,323	3,386	
伊根町	10	42	相手図書館	借受	貸出	府外計	196	18	
京都ライトハウス			滋賀県	19	5	合計	2,519	3,404	

障がい者サービス

◆ 点字図書 貸出数	12 タイトル	12 冊	12 人
点字雑誌 貸出数	98 タイトル	98 冊	98 人

◆ 録音図書 貸出数	カセットテープ	0 タイトル	0 巻	0 人	
	*CD(デイジー)	9 タイトル	9 枚	9 人	
	録音雑誌 貸出数	カセットテープ	0 タイトル	0 巻	0 人
	CD(デイジー)	348 タイトル	348 枚	348 人	

※デイジー(DAISY)は、視覚障がい者への録音図書を製作するための国際標準規格です。
(メディアはCD-ROMを利用しています)

◆ 対面朗読(朗読ボランティアサークル)	7 回
----------------------	-----

◆ リクエスト図書の音訳(同上)	カセットテープ	0 タイトル	0 巻	
	CD(デイジー)	9 タイトル	9 枚	

◆ 郵送貸出	357 件
--------	-------

◆ 送達貸出	224 件
--------	-------

その他のサービス

レファレンス

	八幡	男山	合計
口頭	274 件	374 件	648 件
電話	29 件	19 件	48 件
文書	0 件	0 件	0 件
FAX	0 件	0 件	0 件
合計	303 件	393 件	696 件

団体貸出

	八幡	男山	合計
自動車文庫	235 件	73 件	391 件
	3,280 冊	745 冊	5,263 冊
合計	391 件	745 冊	5,263 冊

コピー・サービス

八幡	5,011 枚
男山	2,700 枚
合計	7,711 枚

市民用PC利用人数

八幡	218 人
男山	173 人
合計	391 人

見学・来館・実習

	幼稚園・ 保育園等	小学校	中学校 職場体験	高等学校	八幡支援 学校	大学 図書館実習	その他	大学コンソーシアム インターンシップ
八幡	11 件	4 件	0 件	1 件	0 件	2 件	15 件	0 件
男山	8 件	5 件	1 件	0 件	1 件		22 件	

- ◆ マタニティスクール(「乳幼児と本」についての講座) 5 回 65 人
- ◆ 4ヶ月児健康診査(「子どもと本」についての講座) 16 回 347 人
※コロナウイルス感染拡大防止のため、図書館職員による講座中止。図書館の案内のみ配布。
- ◆ おはなしの出前 0 件
※コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- ◆ その他実施したサービス・講座等 1 回

おはなし会

▼八幡市民図書館

日 時 : 毎月第1・4土曜日 午後2時30分～3時
担 当 : 当館児童図書室職員
内 容 : 絵本の読み聞かせ、紙芝居、
ストーリーテリング
開催数: 17 回
参加のべ人数: 55 人

▼男山市民図書館

毎月第2・3土曜日 午後2時30分～3時
当館職員
左に同じ
19 回
73 人

所 蔵 資 料

1. 図 書 全館 242,292 冊

(単位：冊)

分類 \ 館	八幡市立図書館			
	児 童	成 人	参 考	郷土・行政
0 総 記	510	4,730	914	131
1 哲学・宗教	501	5,517	208	126
2 歴史・地理	1,765	11,824	1,280	938
3 社会科学	1,196	21,607	821	1,253
4 自然科学	7,853	10,962	436	111
5 技術・工学	3,394	15,968	249	261
6 産 業	280	4,384	159	130
7 芸術・スポーツ	4,894	16,657	437	200
8 言 語	588	2,119	438	42
9 文 学	915	10,955	603	130
F 日本の小説	12,218	22,099		18
E 日本のエッセイ	8	4,878		107
N 外国の小説	8,996	2,486		1
B 個人伝記	322	1,650	1	18
M マンガ	8	1,767		
ブンコ 文 庫		31,846		16
えほん 絵 本	17,057	1		
紙芝居 紙芝居	920	14		
材カク 大型絵本	59			
グイツク 大活字図書		1,751		
G 外国語の図書	479	86		
合 計	61,963	171,301	5,546	3,482

2. 視聴覚資料

レコード	595点
カセットテープ	293点
C D	2,006(うち2点は児童用)
ビデオ・DVD	10点(うち1点は児童用)

八幡市民図書館

- 3. 雑 誌 123種 (うち23種寄贈)
- 4. 新 聞 12種 (うち2種寄贈)
- 5. 点字図書 26点

男山市民図書館

- 108種 (うち9種寄贈)
- 12種 (うち2種寄贈)
- 21点

地区別利用者数

地区名	人口	利用者数	利用率	利用率をグラフにしたもの				
				0%	10%	20%	30%	40%
八幡橋	21,660	2,426	11.2%	[Bar chart showing 11.2% utilization]				
川口	10,298	1,258	12.2%	[Bar chart showing 12.2% utilization]				
岩田	2,587	332	12.8%	[Bar chart showing 12.8% utilization]				
野尻	522	45	8.6%	[Bar chart showing 8.6% utilization]				
上津屋	95	8	8.4%	[Bar chart showing 8.4% utilization]				
上奈良	466	42	9.0%	[Bar chart showing 9.0% utilization]				
下奈良	164	21	12.8%	[Bar chart showing 12.8% utilization]				
内里	747	40	5.4%	[Bar chart showing 5.4% utilization]				
戸津	867	66	7.6%	[Bar chart showing 7.6% utilization]				
美濃山	610	62	10.2%	[Bar chart showing 10.2% utilization]				
男山香呂	4,380	445	10.2%	[Bar chart showing 10.2% utilization]				
竹園	2,390	295	12.3%	[Bar chart showing 12.3% utilization]				
金振	1,148	174	15.2%	[Bar chart showing 15.2% utilization]				
松里	1,577	229	14.5%	[Bar chart showing 14.5% utilization]				
弓岡	934	183	19.6%	[Bar chart showing 19.6% utilization]				
吉井	2,111	293	13.9%	[Bar chart showing 13.9% utilization]				
石城	1,356	193	14.2%	[Bar chart showing 14.2% utilization]				
八望	1,413	149	10.5%	[Bar chart showing 10.5% utilization]				
泉	1,627	153	9.4%	[Bar chart showing 9.4% utilization]				
美桜	903	143	15.8%	[Bar chart showing 15.8% utilization]				
笹谷	1,204	152	12.6%	[Bar chart showing 12.6% utilization]				
長沢	1,684	196	11.6%	[Bar chart showing 11.6% utilization]				
指月	1,494	179	12.0%	[Bar chart showing 12.0% utilization]				
雄徳	932	140	15.0%	[Bar chart showing 15.0% utilization]				
西山足立	1,113	186	16.7%	[Bar chart showing 16.7% utilization]				
和気	786	135	17.2%	[Bar chart showing 17.2% utilization]				
丸尾	531	92	17.3%	[Bar chart showing 17.3% utilization]				
欽明台西	467	67	14.3%	[Bar chart showing 14.3% utilization]				
東	1,090	134	12.3%	[Bar chart showing 12.3% utilization]				
中央	2,839	386	13.6%	[Bar chart showing 13.6% utilization]				
市内計	1,370	154	11.2%	[Bar chart showing 11.2% utilization]				
市外	69,365	8,378	12.1%	[Bar chart showing 12.1% utilization]				

各種指標

()内は令和3年度

A	人 口	69,365 人 (令和4年3月31日現在)	(69,754人)
B	利 用 者 数	8,494 人	(8,255人)
C	職 員 数	16 人 (うち司書13人)	15人 (うち司書 13人)
D	貸 出 冊 数	486,094 冊	(501,702冊)
E	蔵 書 冊 数	242,292 冊	(245,681冊)
F	年 間 購 入 冊 数	13,519 冊	(13,187冊)
G	図 書 購 入 費	20,636 千円 (令和4年度決算見込額)	(23,228千円)
H	図 書 館 費	138,459 千円 (令和4年度決算見込額)	(131,197千円)

※利用者数とは有効登録者数のうち、昨年度に利用した人数のことです。

()内は令和3年度

1	利用率	$B/A \times 100 =$	12.2 % (11.8)
2	市民1人当たりの 貸出冊数	$D/A =$	7.01 冊 (7.19)
3	利用者1人当たりの 貸出冊数	$D/B =$	57.2 冊 (60.8)
4	市民1人当たりの 蔵書冊数	$E/A =$	3.49 冊 (3.52)
5	市民1,000人当たりの 年間購入冊数	$F/A \times 1000 =$	190.1 冊 (189.1)
6	市民1人当たりの 図書購入費	$G/A =$	334.9 円 (333.0)
7	市民1人当たりの 図書館費	$H/A =$	1,891 円 (1,881)
8	職員1人当たりの 奉仕人口	$A/C =$	4,335 人 (4,650)
9	職員1人当たりの 貸出冊数	$D/C =$	30,381 冊 (33,447)
10	蔵書回転率	$D/E =$	2.01 回 (2.04)
11	市民1人当たりの サービス効果 ※1	$\frac{\text{図書平均単価 } (G/F) \times D - H}{A} =$	10,452 円 (10,788)
12	貸出サービス指数 ※2	$\frac{\text{図書平均単価 } (G/F) \times D}{H} \times 100 =$	652.6 (673.6)

※1 サービス効果とは

図書館の貸出サービスを、図書館がなく、市民ひとりひとりがその図書を購入したと仮定して、金額に換算したもので、市民1人につき1年間に10,452円分の情報、知識あるいは楽しみが提供されたことになります。

※2 貸出サービス指数について

指数100は投入費用と効果が同値で、これより大きい値ほど対費用効率が良いと考えられます。

図 書 館 協 議 会

第1回 令和4年10月4日(火)

図 書 館 協 議 会 委 員 名 簿

(令和5年3月31日現在)

社会 教育 団体	山本 晴代	朗読ボランティアサークル	学識 経験者	◎小牧 久仁	元八幡市立小学校校長
	齊藤 陽子	八幡おはなしの会	学校関係	松田 行生	校長会
	○吉川 栄樹	青少年育成団体	市民公募	平井 菜穂	市民公募
	大澤 かおり	女性団体連絡協議会	社会教育 団体	井上 早織	PTA連絡協議会

◎会長

○副会長

予 算 ・ 決 算

(単位:千円)

費 目	4年度決算見込額	5年度予算額
報 酬	33,726	38,419
給 料	26,589	23,819
職 員 手 当 等	16,681	16,086
共 済 費	10,924	10,475
旅 費	960	856
需 用 費	29,517	29,870
(うち資料費)	(23,864)	(23,094)
役 務 費	685	737
委 託 料	8,295	8,372
使用料及び賃借料	10,705	10,709
工 事 請 負 費	0	0
備 品 購 入 費	305	260
(うち図書等)	(0)	(100)
負担金補助及び交付金	65	92
公 課 費	7	25
図 書 館 運 営 費	138,459	139,720

テーマ展示コーナー(八幡市民図書館2階成人室内)

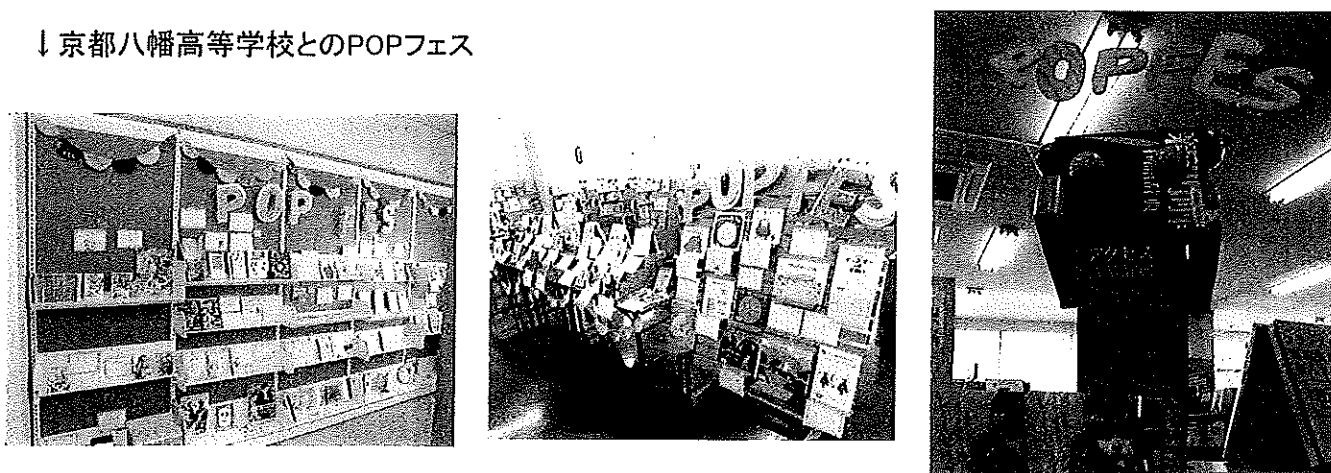
テーマに沿ってあつめた司書おすすめの本を、POP(紹介文)とともに展示しているコーナーです。
令和4年度は以下のテーマのほか、その時々のおすすめの本を展示しました。

期 間		テ ー マ	冊 数	備 考
令和4年	6・9月	『環境月間』	150冊	
令和4年	11・12月	『鉄道開業150年』	320冊	
令和5年	3月～	『京都八幡高等学校とのPOPフェス』	350冊	

↓その時々のおすすめ本の展示



↓京都八幡高等学校とのPOPフェス



改正

昭和58年1月5日条例第3号
平成3年10月2日条例第16号
平成11年3月31日条例第9号
平成23年3月28日条例第9号
平成24年3月29日条例第7号
平成29年3月27日条例第2号

八幡市立図書館条例

(目的)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館の設置、管理並びに使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市に図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八幡市立八幡市民図書館	八幡市八幡菖蒲池12番地
八幡市立男山市民図書館	八幡市男山竹園2番地3

(事業)

第3条 図書館は、次の事業を行なう。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、広く市民の利用に供すること。
- (2) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、奨励すること。
- (3) 自動車文庫を運営すること。
- (4) その他図書館の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第5条 図書館に委員10人以内で組織する図書館協議会を置く。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 八幡市立八幡市民図書館

- ア 毎週の金曜日
- イ 毎月の最終木曜日
- ウ 12月29日から翌年の1月4日までの各日
- エ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）のうち館長が定める日

(2) 八幡市立男山市民図書館

- ア 毎週の月曜日
- イ 毎月の最終木曜日
- ウ 12月28日から翌年の1月4日までの各日
- エ 祝日法による休日のうち館長が定める日

2 館長が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、または臨時に休館することができる。

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間(利用時間)は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの各日 午前10時から午後7時(当該各日が祝日法による休日のうち休館日でない日の場合は午後5時)まで
- (2) 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、火曜日から金曜日までの各日に係る八幡市立八幡市民図書館の児童図書室の利用については、午前10時から午後6時までとする。
- 3 館長が特に必要があると認めるときは、前2項に定める開館時間または利用時間を変更することができる。

(図書館資料の複写手数料)

第8条 図書館資料の複写に係る手数料は、1枚20円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

(利用者の責務)

第9条 図書館の利用者は、条例、規則等の規定を遵守するとともに、館長の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第10条 館長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、その入館を断わり、又は退館させることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけるおそれのあるとき、又は迷惑をかけたとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品や動物を所持し、帯同しているとき。
- (3) その他図書館の管理上支障となる行為のあったとき。

(損害賠償)

第11条 図書館の利用者は、図書館資料及び図書館施設を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める
(八幡市移動図書館の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 八幡市移動図書館の設置及び管理に関する条例(昭和51年八幡市条例第18号)は、廃止する。
(八幡市手数料条例の一部改正)
- 3 八幡市手数料条例(昭和32年八幡市条例第8号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
(4) 図書館資料の謄写手数料 1件につき 50円

附 則(昭和58年1月5日条例第3号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成3年10月2日条例第16号)

この条例は、平成3年12月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第9号)

この条例は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日条例第7号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に図書館協議会委員に任命されている者は、この条例による改正後の八幡市立図書館条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

附 則(平成29年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

改正

昭和58年3月25日教委規則第2号
平成元年1月8日教委規則第2号
平成3年3月25日教委規則第9号
平成3年11月21日教委規則第11号
平成5年3月25日教委規則第3号
平成10年2月2日教委規則第1号
平成11年3月31日教委規則第3号
平成15年9月10日教委規則第10号
平成23年3月26日教委規則第6号
平成24年9月5日教委規則第3号
令和元年10月29日教委規則第4号

八幡市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡市立図書館条例（昭和55年八幡市条例第30号。以下「条例」という。）の規定に基づき、図書館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書館の職)

第2条 図書館に条例第4条に規定する職員のほか、必要があるときは、主幹、館長補佐、主査又は主任を置くことができる。

(職務)

第2条の2 館長は、館務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 主幹は、館長の命を受けて特に定めた事務をつかさどる。

3 館長補佐は、上司の命を受けて担当の事務を処理するとともに館長を補佐し、館長に事故あるときは、これを代理する。

4 主査、主任、主事、司書、その他の職員は、上司の命を受け図書館の事務をつかさどる。

(館内利用)

第3条 館内で図書館資料を利用しようとする者は、係員の指示に従うとともに、所定の場所で利用しなければならない。

(個人の館外利用)

第4条 個人が、館外で図書館資料を利用しようとするときは、あらかじめ個人館外利用券（以下「利用券」という。）の交付を受けなければならない。

2 利用券は次の各号の一に該当する者に対し、本人の申請により審査のうえ、適当と認める場合にこれを交付する。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 本市内に所在する学校、官公署、会社等に在学又は在職する者

(3) その他館長が特に認める者

3 前項の申請は、居住又は通勤通学を証明するものを添えて個人館外利用申込書により行わなければならない。

4 利用券は、利用の都度これを提示しなければならない。

(利用券の紛失等)

第5条 利用券の交付を受けた者は、当該利用券を紛失したとき、又は個人館外利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに館長に届け出なければならない。

2 利用券が、当該利用券の交付を受けた者以外によつて使用され、損害が生じた場合、その責は当該利用券の交付を受けた者に帰するものとする。

(個人の館外利用冊数等)

第6条 館外で同時に利用できる図書館資料の冊数は、24冊を上限とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、当該冊数を別に指定することができる。

2 図書館資料を館外で利用できる期間（以下「貸出期間」という。）は、3週間とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、当該期間を別に指定することができる。

(館外利用の停止)

第7条 館長は、図書館資料を返却期日までに返却しなかつた者に対し、一定期間、図書館資料の館外利用を停止することができる。

(貸出期間後の利用)

第8条 図書館資料を貸出期間後、引き続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。この場合、当該図書館資料を引き続いて利用できる期間は、返却期日から3週間以内とする。

(団体等の館外利用)

第9条 第4条第2項第2号に規定する団体等及び社会教育関係団体(以下「団体等」という。)が館外で図書館資料を利用しようとするときは、あらかじめ団体等館外利用券の交付を受けなければならない。

2 団体等館外利用券は、団体等の代表者の申請に基づき、館長が適当と認める場合に交付する。

3 前項の申請は、団体等館外利用申込書に当該団体等の所在が確認できる書類を添付して行わなければならない。

4 団体等館外利用券は、利用の都度提示しなければならない。

(団体等館外利用券の紛失)

第10条 団体等の責任者は、団体等館外利用券を紛失したとき、又は団体等館外利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(団体等の館外利用冊数等)

第11条 団体等が館外で利用できる図書館資料は、200冊を限度とし、その団体等の利用構成員の2倍の冊数とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、200冊又はその団体等の利用構成員の2倍の冊数を超えた冊数とすることができる。

2 団体等が館外で利用できる貸出期間は2カ月以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。

3 団体等が館外で利用する図書館資料については、その団体等の代表者が責を負うものとする。

4 館長は、団体等館外利用券を交付している団体等に対し、その利用状況について報告を求めることができる。

(団体等の館外利用の制限)

第12条 館長が特に必要と認めるときは、団体等が館外で利用することができる図書館資料について制限することができる。

(自動車文庫)

第13条 自動車文庫は、市内を巡回して、図書館資料の自動車文庫外での利用に供すること(次条において「貸出」という。)その他必要な事業を行う。

(自動車文庫の巡回日時等)

第14条 自動車文庫の駐車場及び巡回日時は、館長が指定する。

2 自動車文庫の図書館資料の貸出期間は、図書館資料の貸出を受けた場所を基準として、当該図書館資料の貸出を受けた日から次の巡回日までとする。ただし、災害等のやむを得ない事情により自動車文庫の巡回が不可能となつたときは、当該巡回日に最も近い巡回日までとする。

3 第4条から第8条まで(第6条第2項を除く。)の規定は、自動車文庫について準用する。

(対面朗読)

第15条 身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者は、図書館において、対面朗読を受けることができる。

2 対面朗読を受けようとする者は、利用の登録を行うとともに、あらかじめ希望する日時等を館長に申し出なければならない。

(肢体不自由者等への貸出等)

第16条 館長は、肢体が不自由であること等の理由によつて図書館の利用が困難な市民に対し、その代理人をして当該市民の館外での図書館資料の利用に供すること(自動車文庫を含む。以下「代理人への貸出」という。)ができる。

2 館長は、前項の規定にかかわらず、代理人を選ぶことが困難な市民に対し、その者の希望に応じ自宅又は市内の指定された場所(以下「自宅等」という。)に図書館資料を送達することができる。

第17条 前条の規定により代理人への貸出又は自宅等への送達を受けようとする者は、電話、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)に規定する民間業者によ

る信書便（以下「郵便等」という。）又は代理人によつてあらかじめ申し出て、登録しておかなければならない。

- 2 前項の登録は、代理人貸出・送達貸出申込書による。
- 3 館長は、前条の登録申請があつた場合は、これを審査し、代理人への貸出及び自宅等への送達をすることに決定したときは、代理人・送達貸出登録証を本人に交付し、代理人への貸出及び自宅等への送達をしないことを決定したときは、通知書によりその旨を本人に通知するものとする。
- 4 図書館資料の送達を受けようとするときは、電話、郵便等又は代理人によつてその都度利用の申込みをしなければならない。
- 5 図書館資料の貸出期間は、1ヶ月とする。
- 6 第4条から第8条（第4条第3項及び第6条第2項を除く。）までの規定は、代理人への貸出及び自宅等への送達について準用する。

（館外利用の制限）

第18条 次の各号に掲げる資料は、館外での利用を制限することができる。

- (1) 貴重資料
- (2) 郷土資料
- (3) 事典、辞書、年鑑、ハンドブックその他これらに類する資料
- (4) その他館長が指定する資料

（利用券の発行の差止め等）

第19条 館長は、次の各号の一に該当する者に対し当該利用券及び団体等館外利用券を差止め、又は一定期間資料の貸出を停止することができる。

- (1) 利用申込書に虚偽の事項を記入した者
- (2) 利用券を貸与し、又は譲渡した者
- (3) 返却期限内に図書館資料を返納しない者
- (4) 図書館資料を損傷した者

2 前項に規定する利用券及び団体等館外利用券の差止めを受けたものは、当該利用券を館長に返却しなければならない。

（利用期間中における図書館資料の返納）

第20条 館長が必要と認める場合には、貸出期間（第14条第2項に規定する貸出期間を含む。）中でも図書館資料を返却させることができる。

（集会室使用の許可）

第21条 集会室を使用しようとする者は、館長の許可をうけなければならない。

（集会室使用の不許可）

第22条 館長は、集会室の使用について次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 図書館事業と目的を異にするとき。
- (2) 風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

（集会室使用の許可取消等）

第23条 館長は、集会室の使用について次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が条例及びこの規則に違反しているとき。
- (2) 使用目的以外に使用しているとき。
- (3) 災害その他の事故により集会室の使用ができないとき。
- (4) 館長が図書館運営上、特に必要があると認めるとき。

（複写手数料等）

第24条 条例第8条に規定する複写手数料は、1枚10円とする。

- 2 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書に前項に規定する複写手数料を添えて館長に申し込まなければならない。
- 3 館長は、前項の申込みを不相当と認めるときは当該申込みに応じないものとする。
- 4 図書館資料の複写に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の責任は、当該複写を依頼した者が負うものとする。

(資料の寄贈)

第25条 図書館資料の寄贈を受けたときは、他の図書と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

(図書館協議会)

第26条 条例第5条に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館事業について館長に対して意見を述べる機関とする。

(協議会の役員)

第27条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により選出し、その任期は委員の任期による。

3 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会の会議)

第28条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席して、これを開くことができる。

(協議会委員の解任)

第29条 教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、任期中においても委員を解任することができる。

(協議会の庶務)

第30条 協議会の庶務は、八幡市立八幡市民図書館において処理する。

(委任)

第31条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和55年12月25日から施行する。

2 昭和55年度中に発行する個人館外利用券・団体館外利用券及び代理人・送達貸出登録証の有効期限については、第3条第5項(第13条第3項及び第15条第4項において準用する場合を含む。)または第8条第5項の規定にかかわらず、これを昭和57年3月31日までとする。

附 則(昭和58年3月25日教委規則第2号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月8日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月25日教委規則第9号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年11月21日教委規則第11号)

この規則は、平成3年12月1日から施行する。ただし、改正前の別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第6号の規定は、当分の間、その効力を有する。

附 則(平成5年3月25日教委規則第3号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成10年2月2日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日教委規則第3号)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に有する改正前の規則による様式は、当分の間これを使用することができるものとする。

附 則(平成15年9月10日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月26日教委規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月5日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月29日教委規則第4号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

年 報
令和4年度

(令和5年 7月発行)

八幡市民図書館 〒614-8082 京都府八幡市八幡菖蒲池12番地
TEL 075-982-7322 FAX 075-981-8530
<https://www3.city.yawata.kyoto.jp/TOSHOW/asp/index.aspx>

男山市民図書館 〒614-8376 京都府八幡市男山竹園2番地3
TEL 075-982-4123 FAX 075-982-3325

この「年報」は、再生紙を使用しています。